

未来への約束を、

公正証書が守ります。

遺言・任意後見・信託・各種契約



相談  
無料

※詳しくは下記まで  
お問い合わせください。

日本公証人連合会・法務省

| 日本公証人連合会 | <https://www.koshonin.gr.jp> ☎03-3502-8050

| 法 務 省 | <https://www.moj.go.jp>

| 公証週間専用電話 | ☎03-3502-8239

公証週間は毎年

10月1日から10月7日です

日本公証人連合会において上記期間中に  
無料電話相談を行っています

国が定めた公正証書作成手数料

| 目的の価額 | ～100万円<br>まで | ～200万円<br>まで | ～500万円<br>まで | ～1,000万円<br>まで | ～3,000万円<br>まで | ～5,000万円<br>まで | ～1億円<br>まで |
|-------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|----------------|------------|
| 手数料   | 5,000円       | 7,000円       | 11,000円      | 17,000円        | 23,000円        | 29,000円        | 43,000円    |

以下超過額5,000万円までごとに 3億円まで13,000円 10億円まで11,000円 10億円を超えるもの8,000円加算。

※遺言手数料の場合は目的の価額が1億円まで11,000円加算された金額になります。

※その他詳細につきましては公証役場へお問い合わせください。

公正証書作成手続きと主な必要書類

当事者本人が公証役場に向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

個人の場合

印鑑証明書と実印、又は自動車運転免許証・  
在留カード・パスポートなどと印鑑。

法人の場合

法人登記の謄本・抄本などと代表者の  
印鑑証明書と代表者印。

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、当事者本人の委任状と当事者本人が委任状に押した印鑑の印鑑証明書（法人の場合には、法人登記の謄本・抄本などのほか、委任状に押した代表者印の印鑑証明書）及び出向いた人が代理人本人であることを証明するため、上記「個人の場合」に掲げた書類と印鑑とが必要となります。

**休日開催 遺言などの公正証書作成相談（無料）**

日時：令和6年 10月 5日（土）・ 12日（土）

10月19日（土）・ 26日（土）

午前 10 時 ～ 午後 4 時

場所：**池袋公証役場**（サンシャイン60ビル8階）

☎ 03 (3971) 6411 （要予約）

E-mail : ike-kosho@bird.ocn.ne.jp

○養育費、慰謝料、建物等の賃料、貸借金などの金銭の支払いを公正証書にしておくことで裁判を起さないで公正証書により相手の財産に強制執行ができます。

○公正証書は公文書ですので強力な証拠力があります。

○遺言を公正証書にしておくことで、家庭裁判所の検認手続きが不要など遺産相続手続きがスムーズに進みます。法律の専門家の公証人がチェックするので安全確実です。

サンシャイン60ビル 8階

**池袋公証役場**

まずは電話で  
気軽にご相談を  
相談は無料

東京都豊島区東池袋3-1-1

☎ 03(3971)6411